

第 15 回決済システムフォーラムの議事の概要

2013 年 1 月 31 日開催（於：日本銀行本店）

日本銀行

日本銀行は、「決済システムフォーラム」の第 15 回会合を 1 月 31 日（木）に開催した。本フォーラムは、わが国の決済システムを巡る実務面の諸問題について、主要な決済システム運営主体の間で情報・意見の交換を行うことを目的として設置されている。今次会合では、BIS 支払・決済システム委員会（CPSS）—証券監督者国際機構（IOSCO）「金融市場インフラのための原則」とオーバーサイトを巡る話題、業務継続に関する話題、民間決済システムの話題をテーマとして、下記の議事次第に沿って議論がなされた（出席者リストは別添）。以下では、当日の議論の概要を取りまとめる。

議事次第

1. 開会挨拶
2. CPSS-IOSCO 「金融市場インフラのための原則」とオーバーサイト
 - (1) 「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」について（日本銀行）
 - (2) 「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針（案）」について（日本銀行）
 - (3) 「金融市場インフラのための原則」を踏まえた対応と論点
 - (i) 全国銀行資金決済ネットワーク
 - (ii) 証券保管振替機構
 - (iii) 東京金融取引所
 - (iv) 日本国債清算機関
3. 業務継続に関する話題
 - (1) 業務継続に関する課題（日本銀行）
 - (2) 全銀協の BCP に関する取組み（全国銀行協会）
 - (3) 東日本大震災後の金融・決済システムの動向について（日本銀行）

4. 民間決済システムの話題

- (1) 日本取引所グループの発足について（東京証券取引所）
- (2) OTC デリバティブの清算業務の動向（日本証券クリアリング機構）
- (3) 国債の決済期間の短縮化（T+1 化）に向けた検討（日本証券業協会）
- (4) でんさいネットのサービス開始について（全銀電子債権ネットワーク）

概要

1. 開会挨拶（日本銀行 早川理事）

本フォーラムは、わが国決済システムの安全性と効率性の向上に向けて、関係者が情報交換や意見交換を行う場として 2000 年に発足し、今回で 15 回目となる。前回のフォーラムが 1 年ほど前に開催されて以降の状況を振り返ると、決済システムに関連したさまざまな進展があった。

国際的な動きとしては、金融市場インフラ（financial market infrastructure）に対する新たな国際基準「金融市場インフラのための原則」が CPSS と IOSCO により昨年 4 月に公表され、さらに、新基準を用いた評価の方法や評価の前提となるディスクロージャーの枠組みを定めた報告書が昨年 12 月に公表された。日本銀行は、この基準や報告書の策定に当たって金融庁とともに積極的に関与してきた。これらの公表は、私たち決済システム関係者にとっては、業務運営の強化に向けた新たな出発点である。日本銀行は、日銀ネットの運営者として、また金融市場インフラのオーバーシーアーという立場からも、新たな国際基準を踏まえどのように対応すべきかをさまざまな角度から検討している。その一つがオーバーサイトの基本方針の改訂であり、その市中協議文書を公表させて頂いた。「金融市場インフラのための原則」については、この先、各国における確実な実施が求められており、その過程では、わが国の金融市場インフラでも、必要に応じて業務運営面やリスク管理面などをあらためて点検していくことと思う。

決済システムの運行を巡っては、業務継続体制面での対応も引き続き重要な課題である。金融市場インフラや金融機関では、東日本大震災の際の経験・教訓や、先行きの災害リスクに関する諸情報を踏まえ、望ましい体制の構築に向けて取組みを進めている。その一つとして、昨年 12 月にはストリート・ワイド訓練が実施された。政府も、東日本大震災の教訓を整理したうえで、当面重点を置くべき脅威を明確にし、首

都直下地震と南海トラフ巨大地震への対応について精力的に検討を進めている。また、地震・津波等の自然災害だけではなく、新型インフルエンザ対策についても、政府は行動計画の策定作業を進めている。この検討の中で、決済システム運営主体は、いわゆるパンデミック時においても、社会インフラを支える事業者としての業務継続が期待されている。

このほかにも、決済システムを巡っては多くの進展がある。日本銀行における新日銀ネットの開発については、2013年度から15年度にかけての段階的なカットオーバーを目指してプロジェクトを順調に進めており、本年夏からは第1段階開発の総合運転試験を実施する予定である。証券決済面については、国債の決済期間の短縮化に向けた対応が続けられている。昨年4月にT+2決済への移行が円滑に実現した後、10月には将来のT+1化に向けた議論を行うために検討ワーキング・グループが始動している。企業間決済の分野では、電子記録債権の利用が拡大を続けており、この潮流を推し進める新たなインフラとして、記録機関「でんさいネット」が間もなく稼動する予定である。店頭（OTC）デリバティブ取引に目を転ずると、わが国では、クレジット・デフォルト・スワップ取引に続き、昨年10月に金利スワップ取引についても清算業務が開始された。この間、本年初には、日本取引所グループが発足し、わが国の取引・決済インフラの国際競争力向上に向けた動きとして注目を集めている。

決済システムの安全性、効率性の向上に向けた取組みは、多数の関係者の協力と努力の蓄積が実を結んでいくものである。一つ一つの積み重ねが、わが国の金融資本市場の機能を一段と高め、ひいては経済成長にも貢献するものと期待している。

2. CPSS-IOSCO「金融市場インフラのための原則」とオーバーサイト

「金融市場インフラのための原則」とオーバーサイトに関する話題について、日本銀行からの説明（2件）と民間金融市場インフラからの説明（4件）がなされ、続いて自由討議が行われた。

（1）「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」について（日本銀行からの説明）

昨年12月、CPSSとIOSCOは、金融市場インフラの新国際基準である「金融市場インフラのための原則」を用いた評価の方法や評価の前提となるディスクロージャーの枠組みを定めた報告書（「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」）を公表した。

このうち、「評価方法」は、「金融市場インフラのための原則」の遵守状況を具体的に評価するための手順書であり、各金融市場インフラ自身、各国当局、国際通貨基金・世界銀行による利用を想定している。金融市場インフラ自身の利用のあり方としては、①サービス内容やリスク管理の枠組み等を整備・変更するに当たっての意思決定に用いる、②「金融市場インフラのための原則」の遵守状況に関する定期的な自己評価に用いる、といったことが想定されている。

「情報開示の枠組み」は、透明性向上のため、各金融市場インフラがガバナンス、オペレーション、リスク管理体制等を開示することを求めている。情報開示の相手には、各国当局や金融市場インフラ参加者のほか、一般の市場参加者が含まれる。開示の頻度は、①大きな環境変化や金融市場インフラのルール変更があった場合にはその都度、②それ以外の場合には最低2年に1度は開示内容を見直すことが国際基準として求められている。「情報開示の枠組み」の下、金融市場インフラは、「金融市場インフラのための原則」における各原則に即した包括的な開示が求められており、例えば、「評価方法」の中にリストアップされている「主要な質問」に対して適切に答える必要がある。今回公表された「情報開示の枠組み」は主として定性的な情報に関する開示指針であるが、このほか、「金融市場インフラのための原則」は、金融市場インフラに対して取扱件数やリスク量などに関する量的データを開示することも求めており、現在、CPSSとIOSCOではこうした量的データの開示のための標準テンプレートを検討中である。

金融市場インフラを巡る今後の関連作業としては、各国当局・各金融市場インフラによる「金融市場インフラのための原則」の確実な実施に向けた取組みが重要課題として挙げられる。各国当局・各金融市場インフラの実施状況については、今後CPSS-IOSCOによる国際的なモニタリングが予定されている。このほか、金融市場インフラの再建・破綻処理や、清算機関に対する銀行のエクスポージャーの自己資本規制上の扱いに関する検討なども続けられている。こうした国際的な作業の過程では、国内の金融市場インフラの方々とも引き続き積極的に意見交換をさせて頂ければと考えている。

(2)「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針(案)」について(日本銀行からの説明)

日本銀行では、2010年5月に公表した「決済システムに対する「オーバーサイト」の基本方針」(以下「基本方針」)および「オフショア円決済システムに対する「オーバーサイト」の基本方針」(以下「オフショア方針」)に基づき、決済システムに対す

るオーバーサイト活動を行っている。

昨年4月にCPSSとIOSCOにより「金融市場インフラのための原則」が公表され、同原則は、各国の中央銀行、監督者その他の関係当局に対し、同原則を採用することを求めている。また、同原則には、各国当局間の協力に関する原則が設けられているほか、日本銀行では、海外の清算機関に対する協調オーバーサイトにも参加することになるなどの進展もみられている。

こうしたことを受け、日本銀行では、上記の基本方針およびオフショア方針を改訂し、「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」を制定することを予定しており、本年1月29日に、その改訂案に関し、金融市場インフラの運営者をはじめとする関係者の皆様方からの意見募集を開始した(期限は3月1日)。

改訂案では、システムミックに重要な金融市場インフラの安全性・効率性の評価に用いる国際基準として、「金融市場インフラのための原則」を用いることを明記するとともに、同原則の内容に即した改訂(①オーバーサイトの対象の総称を「決済システム」から「金融市場インフラ」に変更し、取引情報蓄積機関を対象に加えること、②日本銀行自身が運営する金融市場インフラに対しても、他のシステムミックに重要な金融市場インフラに対して行うのと同様の厳格さをもって、国際基準への適合状況の評価を行っていることを明確化すること、③国内外の関係当局等と協力してオーバーサイトを行っていることを明確化すること等)を行っている。

また、オーバーサイトのプロセスに関し、①当座預金取引等の業務運営を通じて得られる情報や、そうした業務の適切な実施等の観点から行う立入調査で得られた情報などをオーバーサイトに活用していることを明確化するとともに、②日本銀行がとくに重点を置いてオーバーサイトを行う対象は、日本銀行の目的のひとつである「金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保」に重大な影響を及ぼし得るシステムミックに重要な金融市場インフラであることを明確化するための改訂を行っている。なお、「金融市場インフラのための原則」の適用対象となるシステムミックに重要な金融市場インフラは、①取扱規模、②参加者数・参加者構成、③サービスを提供する市場、④市場シェア、⑤他の金融市場インフラや金融機関との相互関連性、⑥他の金融市場インフラ・決済手段による代替可能性、を総合的に勘案して判断する。また、日本銀行がとくに重点を置いてオーバーサイト(モニタリング、評価<「金融市場インフラのための原則」の適合状況の確認>、働きかけ)を行う対象先については、本基本方針制定後に検討する予定である。

さらに、オフショア方針を基本方針に統合するとともに、オーバーサイトの対象を、

海外の円の資金決済システムから、海外の円貨または円建ての金融商品を対象とした取引について、決済や清算等を行う金融市場インフラに改訂している。このほか、上記のような内容面での改訂に加え、決済に関する解説にかかる部分を簡素化するなど、構成や記述を整理している。

金融市場インフラの運営者をはじめとする関係者の皆様方におかれては、改訂案に関しご意見がある場合は、所定の送付先までお寄せ頂きたい。

(3) 「金融市場インフラのための原則」を踏まえた対応と論点

(i) 全国銀行資金決済ネットワークからの説明

当社が運営する全銀システムについては、これまでも資金決済システムの国際基準への対応を行ってきた。まず、1990年に「インターバンク・ネットィング・スキームに関する委員会のG10総裁会議への報告書」が公表されて以降、仕向超過額管理、同日決済、ネットィングの法的有効性の確保等の対応を行った。さらに2001年の「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」の公表を受けて、自己評価の公表、ベストプラクティスとしての最大2行破綻に備えた流動性資源の確保、1億円以上の取引についてのRTGS化等を実現してきた。

これまでの基準と比べ、「金融市場インフラのための原則」では、いくつかの点で大きな変化が求められている。まず、リーマンショックでの経験を踏まえ、ガバナンス、包括的リスク管理制度、担保に関する基準が強化された。また、参加者破綻以外の要因による損失に備え、業務を維持するための財務資源の保有が求められること（原則15：ビジネスリスク）は、これまでの国際基準にはなかった新しい概念である。もっとも、全銀システムについては、2009年に資金決済法が制定された際、こうした財務資源の保有をある程度織り込む対応を行った。このほか、「金融市場インフラのための原則」では、情報開示を通じた透明性の向上も求められている。こうした点については、金融庁や日本銀行とも相談しながら対応していきたいと考えている。

(ii) 証券保管振替機構からの説明（自由討議での発言も含む）

2001年にCPSS-IOSCO「証券決済システムのための勧告」が公表されて以降、これまでも、金融庁や日本銀行とコミュニケーションを取りながら取り組んできており、新しい国際標準である「金融市場インフラのための原則」についても、同様に対応を確り行っていきたいと考えている。

このうち、例えば、再建・秩序だった撤退計画の策定（原則3）や、これに備えた

流動性資産の保有（原則 15）、階層的参加形態から生じるリスクの管理（原則 19）については、特に、証券集中保管機関（CSD）の特性を考慮することや参加者への影響に配慮することが必要である。また、当社の子会社である、ほふりクリアリングに関して言えば、例えば、信用リスクや流動性リスクに備えたストレス・テストの実施や財務資源の保有（原則 4、7）について対応するうえで、同社の特性を考慮することが論点となる。

「金融市場インフラのための原則」に関しては、世界 CSD フォーラム（The World Forum of CSDs）でも強い関心が寄せられている。昨年 10 月に大阪で開催されたフォーラムでも同原則が主要な話題のひとつとして挙げられ、その一例として、地域の多様性や CSD の特性を踏まえた対応を行うことの重要性が指摘されていた。

国際基準である「金融市場インフラのための原則」を踏まえた対応は非常に重要であり、同時に、日本の資本市場に対する評価を一層高める良い機会であると認識している。繰り返しになるが、私どもとしては、引き続き金融庁、日本銀行とコミュニケーションを取りながら連携して確り取り組んでいきたいと考えている。

(iii) 東京金融取引所からの説明

当社は、金利・為替・株価指数の 3 つの市場で上場デリバティブを扱っており、それぞれについて取引所と清算機関という 2 つの業務を運営している。それぞれの市場毎に取引所への参加基準・制度と清算機関への参加基準・制度を設けている。このうち清算業務については、これまで、2004 年に公表された CPSS-IOSCO「清算機関のための勧告」を基準として制度を構築・運営してきた。

「金融市場インフラのための原則」を踏まえた対応としては、2011 年 3 月の市中協議の時点から、同原則と旧基準との違いを整理したうえで同原則への適合状況を確認し、課題の洗い出しを行っている。検討課題の一例としては、財務資源や流動性資源の所要額を求めるためのストレス・シナリオの設定が挙げられる。当社では、3 つの市場それぞれについて、ストレス・テストと財務資源・流動性資源の所要額の見直しが有機的にリンクする制度の構築を検討している。さらに、別の論点として、階層的参加形態から生じるリスクの管理への対応がある。当社が扱う 3 つのデリバティブのうち、金利先物市場には外国金融機関も多く参加しておりグローバルで幾重にも階層化構造が構築されている一方、為替証拠金市場・株価指数証拠金市場では何十万もの個人投資家が間接参加している。このように階層化構造が大きく異なる市場に対して、一律の対応が求められるとすれば、リスク管理の負担と有効性がバランスを失っていると感じる。オーバーサイトに当たっては、各金融市場インフラの特性を十分

に勘案して頂くようお願いしたい。

また、海外の規制がわが国の金融市場インフラに及ぼす影響に対して懸念を抱いている。

(iv) 日本国債清算機関からの説明（自由討議での発言も含む）

当社では、2012年4月に「金融市場インフラのための原則」が公表されて以降、同原則に対応するための専門チームを総合戦略室内に設置して検討を進めている。検討状況は、経営会議・取締役会に逐次報告しており、全社一丸となった取組みを行っている。この間、資金流動性検討特別委員会を設置して参加者との議論を深め、その結果を昨年11月に報告書として取りまとめた。

「金融市場インフラのための原則」を踏まえた検討課題としては、主に以下の点があると考えている。まず、取締役会がリスク許容度に関する方針を決定することが求められている点（原則2、3）については、「そもそも清算機関はどこまでリスクを負うべきか」という、参加者のモラルハザードの問題にも関わる難しい論点がある。次に、再建・秩序立った撤退計画の策定（原則3、15）は、これまで検討したことのない新しい事項であるため、海外の清算機関における検討状況等も見定めつつ、参加者の理解を得ながら対応していく所存である。また、信用リスクに備えた追加的な損失補填財源の保有（原則4）に関しては、今後、事前拠出型の追加的な財務資源の要否について参加者を交えた検討を行っていく予定である。さらに、ストレス・シナリオの設定方法や低流動性銘柄の処分時の市場インパクトの評価方法については、確立した手法が存在しない中で、「金融市場インフラのための原則」に即した対応を検討していかなければならないという難しさがある。

(4) 自由討議における発言

自由討議では、上記説明者による発言に加え、「金融市場インフラのための原則」を踏まえた対応に関連して以下の発言があった。

CLSからの発言

今後、NDF（Non-derivable forward）や為替オプションといった外国為替を対象としたOTCデリバティブ取引の一部について清算集中が進むことが展望される中、当社では、こうした外為関連の金融市場インフラとの相互運用性（interoperability）や相互依存性（interdependency）といった論点―「金融市場インフラのための原則」に即

して言えば、階層的参加形態（原則 19）や金融市場インフラ間リンク（原則 20）にかかる論点一が検討課題となっている。

日本銀行からの発言

先ほどの説明でも申し上げたが、「金融市場インフラのための原則」は日銀ネットにも適用されることから、私ども自身も同原則を踏まえた対応を考えていくこととなる。その中で、金融市場インフラの皆様や金融庁、海外中銀等と議論しながら、各金融市場インフラのリスク管理等のあり方について、目線を定めていくことが重要であると考えている。

「金融市場インフラのための原則」は、市中協議というデュー・プロセスも経たものであるため、これに適合するように改善を図っていくことは、当然重要である。そのうえで申し上げると、同原則は、当局と金融市場インフラが対話を行う、あるいは各金融市場インフラが自身のリスク管理等を考えていく際のポイント・視点を提示するものである。これを用いて評価を行ったうえで、基準に適合していない事項がある場合には、それがどのような意味を持つのか、具体的に検討していくことが大切であると考えている。

3. 業務継続に関する話題

業務継続に関する話題については、日本銀行からの説明（2件）と全国銀行協会からの説明がなされ、続いて自由討議が行われた。

（1）業務継続に関する課題（日本銀行からの説明）

東日本大震災後、政府は、首都直下地震と南海トラフ巨大地震の被災想定や具体的な対応について検討を進めており、その結果は、今年度末から来年度初に示されることになっている。このため、来年度は、日本銀行を含む金融市場インフラの運営主体においても、これを踏まえた対応を検討する必要がある。

検討に当たっては、想定脅威がより厳しくなっていることに留意する必要がある。首都直下地震は、従来、M7.3の東京湾北部地震が標準シナリオとされてきたが、政府は、新たに相模湾沿いで発生する関東大震災級（M8）の地震もシナリオに取り込むことを検討している。また、南海トラフ巨大地震にでは、最悪の場合、M9の地震が発生し、死者が32万人に及ぶなど、従来考えられていた東海・東南海・南海の3連動地震よりも、被害規模・範囲が拡大している。この場合、関係拠点の完全喪失や、物資・燃料の輸送路の長期途絶も想定しておく必要がある。

また、来年度は、地震・津波だけではなく、新型インフルエンザ対策の検討・見直し作業も必要となる。政府は、本年5月までに新型インフルエンザ等対策特別措置法を施行することを予定しており、施行に当たり核となる重要事項を、有識者会議の「中間とりまとめ」として整理した。この中で、日本銀行、金融機関、金融決済事業者は、新型インフルエンザ流行時に、社会機能維持者として業務継続することが求められており、住民に先行してワクチンの接種を受ける特定接種の対象事業者（登録事業者）としても位置づけられている。

これまで述べた脅威については、各々の特徴は異なるが、対応する際の基本方針は共通だと考えられる。まず大事なことは、従業員とその家族の安全確保である。例えば、津波のおそれがあれば、業務継続するよりも、まずは避難することが必要である。また、金融市場インフラの運営主体は、災害時には、被災地以外の地域では通常の経済活動が続けられていることも意識して、決済の安定確保に努める必要がある。さらに、物的・人的経営資源の毀損度に着目して対応を考えることも重要である。

以上を踏まえて、日本銀行を含めた今後の業務継続上の課題を挙げると、①ストレス・シナリオの再点検、②要員の確保、③拠点機能の強化と代替拠点の確保、④重要な関係先との連携体制、⑤実践的な訓練、⑥従業員の教育・意識啓発の継続・徹底、ということになる。このうち、要員の確保については、直ちに駆け付けられるだけではなく、被害が長期化することに備え、交替要員を確保することも大事である。また、首都圏では、帰宅困難者の問題も意識しておく必要がある。東京都は、企業に対し、震災後3日間は従業員を留めることを想定した対応を求めている。ただし、実際には、帰宅せざるを得ない従業員も存在するため、日頃から従業員に対し、防災などに関する教育や意識啓発を行うことが重要である。

(2) 全銀協のBCPに関する取組み（全国銀行協会からの説明）

全銀協では、第3次中期計画（2010年度～2012年度）に基づき、新型インフルエンザ対策や震災対応を主眼に、銀行界の業務継続計画（business continuity plan; BCP）の整備・向上に取り組んでいる。BCPに関する取組みは、従前は、個別行における訓練や対策が中心であったが、近年は、当協会による業界横断の取組みも行っている。これまで、2010年度には新型インフルエンザ対策にかかる訓練を実施し、2011年度には「震災対応にかかる業務継続計画（BCP）に関するガイドライン」を策定した。

本年度は、当協会の会員155行のほか、日本銀行、金融庁にも参加頂き、首都直下地震を想定した業界横断訓練を昨年12月5日に実施した。首都直下地震発災時における電気や通信等の社会インフラや警備・運送等の外部委託先の状況等をシナリオに

組み込み、業界横断で金融機能の継続性を検証した。本訓練では、初動対応（対策本部の立上げ・運営）、業務継続対応（現金払い戻し業務の継続、資金決済業務の継続）のほか、東日本大震災時の経験を踏まえて注目された、帰宅困難者等への対応も検証項目とした。訓練シナリオに基づいた質問に対し、各行が想定される対応を回答する机上訓練に加え、実際にメール等を用いて会員行から日本銀行と金融庁に報告を行う実働訓練も実施した。現在、訓練の検証作業を進めており、結果は今後の訓練や対策に反映していく。

（3）東日本大震災後の金融・決済システムの動向について（日本銀行からの説明）

将来的な大規模自然災害に対して、金融・決済面での備えを講ずるうえでは、東日本大震災（2011年3月11日）の直後に金融・決済システムがどう対応したかに関する客観的な情報が参考になると思われる。そこで、日本銀行では、当時の短期金融市場の動き、被災地における各種決済機能の維持に向けた動き、金融市場における決済機能の維持に関するデータを集約する作業を行っている。

短期金融市場の状況をみると、東日本大震災発生の翌営業日には流動性が低下した。これに対し、日本銀行は3回の即日資金供給オペを実施するなど、大量の資金供給を行った。被災地金融機関は、こうしたオペや市場調達等も活用しながら、従来に比べ極めて多額の日銀当座預金を積み上げた。その一部は実際に現金として引き出されていき、被災地の現金流通高は急増した。また、被災地における金融機関の被災状況をみると、大震災直後には、多くの店舗が閉鎖を余儀なくされた。しかし、3月末にかけて季節性の決済需要の増加が見込まれる中、被災地金融機関は閉鎖店舗の再開や仮店舗の開設等を進め、現金供給を含めた金融サービス機能の早期回復などに努めた。

このように、関係者の多大な努力もあって、金融・決済インフラの機能は維持されることとなった。今後とも、業務継続体制の整備をはじめ、関係者による日頃からの備えが重要であることは言うまでもない。

（4）自由討議における発言

自由討議では、以下の発言があった。

みずほ銀行（全国銀行協会会長行・短期金融市場取引活性化研究会幹事）からの発言

本年度、当行が幹事を務める短期金融市場取引活性化研究会（短取研）においても、東日本大震災以来、BCP態勢の強化に関して活発な議論が行われている。そこで聞かれた意見を幾つか紹介する。

まず、短取研での BCP の議論は、短期金融市場、外国為替市場、証券市場における市場レベル BCP の議論が中心である。この市場レベル BCP 訓練と、銀行業界として実施している全体 BCP 訓練は、銀行内の所管部署がそれぞれ異なることや、市場部門とそれ以外の部門にはそれぞれ固有の論点が存在することなどが背景にあることから、個別に実施している。将来的には両者の BCP 態勢や訓練をうまく融合することも議論していくことが重要である。次に、東日本大震災は決済の多くが終了していた午後の時間帯に発生したこともあり、当日の短期金融市場の決済に支障はほとんど生じなかったが、仮に、同規模の地震が朝早い時間に発生していたならば、ある程度の影響が生じていた可能性がある。こうしたことを踏まえると、震度 6 強や 7 といった極端に大きな地震だけを想定するのではなく、東日本大震災時の首都圏における状況・影響なども検証しつつ、震度に応じた段階的な対応を検討する必要もあると考えている。さらに、インフラ整備だけでなく、取引スタンス等の意識の向上も重要であるとの意見が出ている。例えば、一般的には震災直後には金融機関が資金を抱え込む傾向が強まると指摘されているが、過剰な反応をすることなく、冷静な対応が取れるよう日頃から市場関係者間で議論を重ねておくことが大切である。最後に、できることとできないことを整理することも重要である。例えば、首都圏で震度 6 強や 7 の地震が発生した場合、人命を第一に考えたうえで、円滑な決済の維持のために最低限できること、すべきことを整理しておく必要があるとの声もある。

日本銀行からの発言

ただいまお話があった、被災時にできることとできないことに関して、一言申し上げる。日本銀行の業務の中には、金融市場インフラや金融機関関係者から「たとえ震度 6 強あるいは 7 の震災が発生した場合であっても、業務を継続してもらいたい」と期待されている部分があると思う。例えば、日銀ネットの運行はこれにあたると思われる。だからこそ我々としても大阪のバックアップ・システムを整備している。こうした点に関し、期待と実態のミスマッチが起きることのないよう努めていく所存である。今後も忌憚のないご意見を頂戴したい。

4. 民間決済システムの話

民間決済システムにおける最近の動向に関して、関係者より 4 件の説明がなされた。

(1) 日本取引所グループの発足について（東京証券取引所からの説明）

本年 1 月 1 日に東証と大証が経営統合し、日本取引所グループが発足した。本年 7 月には、現物市場および同売買システムの統合、自主規制機能の統合、上場デリバテ

イブ清算機関の統合を予定している。さらに、来年3月には上場デリバティブ市場および同売買システムの統合を予定している。

上場デリバティブ取引の清算を日本証券クリアリング機構（JSCC）に統合し、証拠金の算出・預託等を一本化することは、清算参加者および投資家にとって、①日経225関連商品とTOPIX関連商品にかかる証拠金のネットィング効果、②決済代金、証拠金、清算基金の授受の一本化による資金効率の向上、③資金決済および担保管理事務の一元化によるオペレーションの合理化、といったメリットを伴う。

清算統合後の清算基金の計算式や参加者破綻の発生に備える損失補填スキームについては、東証・大証の現行の制度を単純に統合するのではなく、参加者や学者、日本銀行等と意見交換を行いつつ、「金融市場インフラのための原則」も踏まえたより高度なリスク管理手法への見直しを進めている。新制度では、参加者破綻が発生した場合の損失補填財源として、①破綻参加者の取引証拠金等、②破綻参加者の清算基金、③市場運営会社の損失補償、④JSCCの利益剰余金の一部、に加え、⑤他の清算参加者が事前預託する清算基金（想定損失額の上位1社<関係会社を含む>+純資産の下部5社の破綻リスクをカバーする額）を設けることを予定している。

（2）OTC デリバティブの清算業務の動向（日本証券クリアリング機構からの説明）

当社が2011年7月に開始したクレジット・デフォルト・スワップ取引の清算業務では、昨年11月1日に清算集中義務が開始されたことを背景に、外資系金融機関を含め清算参加者が増加し、現時点では、清算参加者9社のほか、2社がアフィリエイト（清算参加者のグループ会社が当該清算参加者に取引の清算を委託しているもの）として参加している。

昨年10月に開始した金利スワップ取引の清算業務については、清算参加者は、外資系金融機関12社を含む21社であり、このほか、アフィリエイトとして11社が参加している。開業以来、債務負担残高は順調に伸びており、本年1月28日時点で100兆円に達した。これは、SGX（シンガポール）、CME（米国）を上回り、金利スワップ取引を扱う清算機関としては、LCH. Clearnet Ltd.（英国）に次いで世界で2番目の規模である。

当社は、アジアで中心的な役割を果たす清算機関となることを視野に置き、海外規制下の清算集中義務にも対応すべく、海外監督当局から適格清算機関としての所要の認証を受けるための手続きを進めている。また、本年2月には、TIBORを参照する金利スワップの取扱いの開始を予定している。さらに、来年2月以降、クライアント・

クリアリングの取扱い開始やリアルタイムの証拠金計算等を実現すべく、現在検討を進めている。

(3) 国債の決済期間の短縮化 (T+1 化) に向けた検討 (日本証券業協会からの説明)

金融危機後に決済リスクを削減する観点から、国債の決済期間の短縮化に向けたワーキング・グループが設置され、昨年 4 月にアウトライト取引の決済期間を T+3 から T+2 へ短縮した。また、アウトライト取引の T+1 化へ向けた検討を昨年 10 月より再開した。アウトライト取引の T+1 化へ向けては、T+2 化と比較すると、ポスト・トレード事務を合理化するうえでのハードルが高く、GC レポ取引を実施していない市場参加者を含めた課題の洗い出しや短縮化へ向けたコンセンサスの醸成が求められる。また、アウトライト T+1 化に伴って GC レポ取引の T+0 化が必要となるが、その実現のためにも、幅広い市場参加者が効率的かつ安全に取引ができる枠組みを整備する必要がある。

今後、上記のワーキング・グループの活動として、幅広い市場参加者に対するヒアリングを実施するほか、GC レポ取引の T+0 化を行ううえで必要と考えられる担保後決め方式の取引について、法制面を含めた市場取引における課題や担保管理サービスの導入などの検討を進める予定である。今後も市場関係者のご協力をお願いしたい。

(4) でんさいネットのサービス開始について (全銀電子債権ネットワークからの説明)

当社では、主務大臣から電子債権記録機関として指定を受け、2 月 18 日に「でんさいネット」のサービスを開始することを決定した。参加金融機関は、銀行、信金、信組など、合計 491 先である。企業は、これらの金融機関を経由して、電子記録債権を利用する「間接アクセス方式」を採用している。企業からの参加金融機関に対する利用申込は、サービス開始日に先駆け、2 月 4 日から開始する。現在、円滑な業務開始に向けて、最終準備を行っている。

当社のサービスに対しては、特に中小企業から高い関心が寄せられている。企業理念に「中小企業金融をはじめとした金融の円滑化・効率化を図ることにより、わが国経済の活性化に貢献すること」を掲げているとおり、今後も中小企業の利便性に資する形でサービスの提供を行っていきたいと考えている。企業からは、手形の利用と比べると、印紙税負担や発行・交付・保管コストが削減できること、取立手続きが不要になること、分割譲渡が可能なこと等が利点として受け止められている。

以 上

(別添)

第15回 決済システムフォーラム出席者(敬称略)

| | |
|--------|---|
| 天野 宏 | 全国銀行協会 事務システム部 東京手形交換所所長 |
| 上杉 幹人 | 東京金融取引所 清算決済部長 |
| 内田 浩示 | 全国銀行協会 事務システム部長 |
| 大坪 直彰 | 全国銀行資金決済ネットワーク 事務局長兼企画部長 |
| 笠松 義人 | みずほ銀行(全国銀行協会会長行・短期金融市場取引活性化研究会幹事) 総合資金部 担当次長 |
| 加藤 浩司 | 全国銀行協会 事務システム部 CDセンター所長 |
| 小島 信一 | ほふりクリアリング 業務管理部長 |
| 鈴木 光一 | 日本マルチペイメントネットワーク運営機構 事務局長 |
| 諏訪 綾子 | 全国銀行協会 事務システム部 外国為替円決済制度管理室室長 |
| 高倉 裕一 | 全銀電子債権ネットワーク 執行役 |
| 竹内 一正 | 日本電子決済推進機構 事務局長 |
| 中里 和義 | 全国銀行協会 企画部 次長 |
| 中村 寛 | 証券保管振替機構 総合企画部長 |
| 中村 有志 | みずほフィナンシャルグループ 経営企画部企画第一チーム 参事役 |
| 日置 貴史 | みずほ銀行(全国銀行協会会長行・市場国際委員会委員長行) 証券・信託連携推進部 参事役 |
| 樋出 幹雄 | 大阪証券取引所 執行役員 |
| 平野 剛 | 日本証券クリアリング機構 企画部長 |
| 細村 武弘 | 東京証券取引所 決済管理部 統括課長 |
| 松村 幸雄 | 日本証券業協会 政策本部 市場企画部長 |
| 松本 幸一郎 | 日本国債清算機関 企画グループ長兼総合戦略室長 |
| 三澤 篤史 | 三菱東京UFJ銀行(全国銀行協会事務委員会委員長行) オペレーションサービス企画部 次長 |
| 宮崎 誠 | CLS 東京事務所代表 |

(日本銀行からの出席者)

| | | | |
|--------|--------|----------|-----|
| 早川 英男 | 理事 | | |
| 早崎 保浩 | 決済機構局長 | | |
| 松本 順丈 | 決済機構局 | 参事役 | |
| 小田 信之 | 決済機構局 | 参事役 | |
| 中尾根 康宏 | 決済機構局 | 決済システム課長 | |
| 竜田 博之 | 決済機構局 | 業務継続企画課長 | |
| 播本 慶子 | 決済機構局 | 決済システム課 | 企画役 |
| 白神 猛 | 決済機構局 | 決済システム課 | 企画役 |

以 上